

## ～秩父別町の冬を楽しもう！～ 冬のアクティビティ体験のお知らせ

1月から2月の間、町営陸上競技場で、バナナボート・スノーラフトボートを使った爽快感抜群の冬のアクティビティを開催します！

秩父別町に広がる白銀の世界で、家族や友達と一緒に思い切り遊びましょう！

秩父別温泉入浴券、温泉売店・レストランはまなす・道の駅で使用できるクーポン券が付いたお得なチケットも販売します！ぜひ、ご利用ください！

◆期間 令和3年1月6日～2月28日（火曜休み）

※1月18日以降は土日祝日のみ実施

◆時間 午前の部 10：00～12：00

午後の部 13：00～15：00

◆会場 秩父別町営陸上競技場

◆受付 道の駅「鐘のなるまち・ちっぷべつ」

◆持ち物 外遊び可能な服装（スキーウエア・長靴など）  
※ヘルメットとゴーグルは貸し出しいたします。

◆料金 【アクティビティのみ利用チケット】

大人（中学生以上） 1回 500円

小人（3歳～小学6年生） 1回 250円

※3歳～小学2年生は保護者の同伴が必要です。（チケット1枚につき保護者1名無料）

【特典付きチケット】

大人（中学生以上） 1回 1,000円

（温泉入浴券＋クーポン券 500円分付）

小人（3歳～小学6年生） 1回 500円

（温泉入浴券＋クーポン券 250円分付）

※3歳～小学2年生に同伴する保護者の入浴は有料（500円）です。

◆その他 バナナボートは小学2年生以下は利用できません。

悪天候の場合は中止することがあります。



お問い合わせ 道の駅「鐘のなるまち・ちっぷべつ」 電話 33-3902

### 北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター

北海道では、新型コロナウイルスに感染した疑いのある方を診療体制の整った医療機関に確実につなぐための「帰国者・接触者相談センター」と「感染症に関する一般相談」の電話番号を全道で統一し、新たに「北海道新型コロナウイルス感染症 健康相談センター」としました。

**0800-222-0018**（フリーコール・24時間）

※感染症に関する一般相談：感染症の予防方法や、症状、治療に関する疑問や不安など

**0164-22-1421**（平日日中の相談窓口 深川保健所）

※平日の日中は深川保健所でも相談を受け付けます。



# 助成事業受付中です!!

## 家賃助成

## 引越し費用助成

## 住宅リフォーム補助

### 家賃

#### ■ 新婚世帯・子育て支援家賃助成事業

家賃の自己負担額（家賃－住居手当）が 25,000 円を超えると、25,000 円を超えた額を助成します。高校生以下のお子さんが 3 人以上いる世帯は 20,000 円を超えた額を助成します。いずれも月額 25,000 円が助成上限です。

#### ■ 町内就業者定住促進家賃助成事業

秩父別町内の民間事業所に通勤している方で、町内に転入する方の家賃を助成します。新規採用で秩父別町に転入する方も対象です。

所得基準により家賃の自己負担額（家賃－住居手当）が 10,000 円または 12,000 円になるよう差額を助成します。ただし、月額 25,000 円が助成上限です。

### 引越し

#### ■ 新婚世帯・子育て支援引越し費用助成事業

秩父別町に転入し 3 年以上定住する意思のある世帯に、引越し費用として 200,000 円を助成します。高校生以下のお子さんが 3 人以上いる世帯は 100,000 円加算します。ただし、移転料等が支給される場合は移転料等を控除した額を助成します。

### リフォーム

#### ■ 住宅リフォーム補助事業

- ▶ 現在住んでいる住宅（持家）を改修する場合 対象経費の 3 分の 1（上限 30 万円）
- ▶ 町内の空き家を改修する場合 対象経費の 2 分の 1（上限 100 万円）  
（町内の空き家を取得又は空き家を賃貸中でその住宅を取得して居住しようとする場合を含みます。）

いずれの場合も 30 万円（税込）以上の工事が補助対象です。着工前に役場建設課に相談して、事業認定を受ける必要があります。（着工後の申請は受付することができません。）対象となる工事については、町ホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。なお、一度交付を受けた方及びその世帯・住宅は補助対象になりません。

助成を受けるための要件、手続等の詳細は、お問い合わせください。

◆お問い合わせ 役場建設課建設グループ 電話 33-2111（内線 94）

## 令和 3 年度固定資産税（償却資産）の申告について

固定資産税の償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産で、その減価償却額又は減価償却費が、法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

法人や個人で事業を行っている償却資産の所有者は、令和 3 年 1 月 1 日現在で所有している事業用資産を申告をしてください。

■申告期限 令和 3 年 2 月 1 日（月）

■提出先・お問い合わせ先 役場総務課総務グループ 33-2111（内線 35）

